

通常分

令和3年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。毎年申請手続が必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手續が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和3年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、令和3年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、「高校生等奨学給付金」をこれまで3回以上給付されていない
(基本的に各学年1回給付)（過去に転学等で在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和3年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和3年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	—
非課税世帯（第1子）	110,100円	48,500円	48,500円
非課税世帯（第2子）	141,700円		

給付予定期

令和3年9月～11月頃

申請書類の提出時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・学校の定める日までに書類提出できない場合、支給決定できませんので、提出期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和3年1月1日現在海外在住等で課税証明書を提出できない場合は、給付の対象とはなりません。

申請方法

- ・上記「申請資格のある方」に記載されている用件全てに該当し、「収入基準」に記載されているどちらかにあてはまるか各ご家庭でご確認いただいた上、**7月15日（木）までに裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、担任へ提出してください。**申込用紙を受領後、担任を通じて「申請書類」を生徒へお渡ししますので、「提出書類」に記載されている書類と合わせてご提出ください。

提出期限・提出先 令和3年7月30日（金）厳守・学級担任まで

高校生等奨学給付金の申請案内についてのお知らせ

これまで、高校生等奨学給付金の申請案内については、高等学校等就学支援金の申請状況から、対象となる可能性のある世帯の保護者の皆様へ書類の配付などを行ってきましたが、高等学校等就学支援金と、高校生等奨学給付金の判定基準に利用する税情報が異なるものになったこと、高等学校等就学支援金の判定にマイナンバーを用いることになったことから、高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握し、お知らせすることができなくなりました。

このため、令和3年度より、高校生等奨学給付金の申請案内についても、高等学校等就学支援金と同様、対象を限らず、保護者の皆様に広く周知させていただくこととしました。

保護者の皆様におかれましては、表面の案内文書により、高校生等奨学給付金の申請資格及び収入基準をご確認の上、対象となる場合は申し出ていただくようお願いいたします。

高校生等奨学給付金の収入基準（以下のいずれかにあてはまる方）

- 7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- 保護者等全員の道県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- 家計急変による保護者等全員の道県民税及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

-----カリトリ-----

兵庫県立尼崎西高等学校長 様

申込資格を有し、収入基準にあてはまるので、高校生等奨学給付金受給申請書を申し込みます。

年 組 番

生徒氏名